

2011 年 12 月 株式会社三井住友銀行 企業調査部 村田 恵祐

■改正介護保険法が介護事業者にもたらす影響

高齢化進展を受けて介護保険総費用の増加が続いているなか、政府は来春 4月に施設介護から在宅介護(注)へのシフトを促す改正介護保険法(成立 2011 年 6 月)の施行を予定しており、介護業界に与える影響が注目されています。

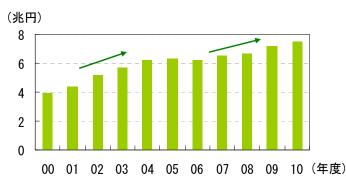
(注) 訪問介護や訪問看護、通所介護など、利用者が自宅生活 を続けながら受けることが出来るサービスの総称。

介護総費用の推移

日本の介護保険制度は 2000 年に創設されましたが、その後、当初想定を上回るスピードで利用者が増加し、介護保険総費用は 2005 年度に 6.3 兆円(2000 年度比 1.5 倍)に拡大しました。翌 2006 年度比 1.5 倍)に拡大しました。翌 2006 年4 月には、軽度の要介護者に対する給付軽減と介護予防に重点を置いた「予防介護給付制度」が新設されたほか、介護報酬のマイナス改定も実施されるなど、増加抑制に向けた施策が講じられましたが、その後も上昇はとどまらず 2010 年度の総費用は 7.5 兆円に達し、負担の軽減は大きな課題となってきました(図表 1)。

こうした背景を受けて来春施行の改正

図表 1 介護保険総費用の推移



(資料)厚生労働省「介護保険事業状況報告」を基に弊行作成

介護保険法では、「在宅介護の充実」に主 眼を置いた見直しがなされ、コストのか さみがちな施設でのサービス提供から在 宅への移行を促すことで、介護保険総費 用の増加を抑制すると共に、要介護度の 高い利用者が自宅生活を続けられるよう 体制整備が進められることとなりました。

法改正のポイント

在宅介護への移行は、これまでも政府 方針として打ち出されていましたが、今 回の法改正により、推進に向けた運用ル ールが明確化されました。具体的には 「①複合型サービス」、「②定期巡回・随時 対応型訪問介護看護」の2種類のサービ スが新設され、①従来の訪問介護で行わ れてきた生活支援、短期宿泊などにとど まらず、訪問看護サービスの供給体制ま で整備し、利用者の自宅で服薬指導や点 滴などのサービスを提供すること、②利 用者宅への 1 日複数回の定期訪問に加え、 緊急ニーズに応じた 24 時間体制での介 護・看護サービスの提供を行うこと、な どがそれぞれ可能となるようインフラ構 築を進めるとされています(図表 2)。加 えて、これを推進する自治体では、従来 型のサービスのみを提供する事業者に総 量規制を設けて拠点開設等を制限しつつ、 新サービスを提供する事業者には地域独 占を許容することも可能とされており、 行政サイドとして本格的な普及を目指す 踏み込んだ内容と見られています。

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時点で弊行が一般に信頼できると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を弊行で保証する性格のものではありません。また、本資料の情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。ご利用に際しては、お客さまご自身の判断にてお取扱いくださいますようお願い致します。本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断での複製または転送等することを禁じております。

SMBC SUMITOMO MITSUI BANKING CORPORATION



介護事業者への影響

新サービスを賄う財源に関しては、厚生労働省の介護給付費分科会において、従来サービスの介護報酬を引き下げて新サービスへ振り向ける案や、参入事業者に補助金を新設する案などが検討されており、仮に事業者の採算ラインとされる利用者1人当たり30万円/月程度の介護報酬が設定された場合には、重度の要介護者の需要シフトを取り込むべく介護事業者が新サービスへ積極的な参入を行う可能性があります。

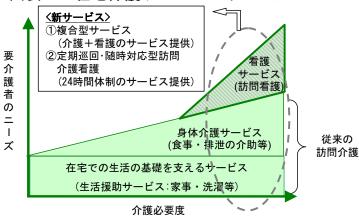
こうした環境変化に備えて、すでに大 手訪問介護事業者では、訪問看護ステー ションの大幅拡充を打ち出して準備に着 手している事例があるほか、モデルケー スとして自治体から新サービスを受託す る先も出ています。加えて、訪問介護以 外の業態でも、本改正により需要減少の 可能性がある施設介護事業者において、 慢性期医療機関が早々に新サービスへの 参入を表明している事例や、有料老人ホ ーム等の居住系サービス業者が、長期的 な利用者の囲い込みを狙って参入可能性 を検討している事例なども見られる様に なっており、新マーケットの早期開拓に 向けて、従来とは異なる競争環境の到来 に備えた取り組みが具体化し始めていま す。

もっとも、参入に当たっては慢性的な 不足が指摘されている看護師を新たに相 当人数採用するだけでなく、自治体の指 定を受ける必要もあるため、実績・知名 度が低い中小事業者では営業地盤の縮小 に繋がりかねないとの指摘もあります。

一方、大手事業者でも、財源見通しが 固まらない現時点では採算確保が不透明 とする声や、24時間サービスのコスト負 担に見合うだけの需要確保は容易でない との見方も聞かれ、各社の参入スタンス には濃淡がみられる状況にあります。

今後の戦略の方向性

図表2 在宅介護サービスのイメージ



(資料)厚生労働省「定期巡回・随時対応サービスの基準・報酬」を基に弊行作成

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時点で弊行が一般に信頼できると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を弊行で保証する性格のものではありません。また、本資料の情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。ご利用に際しては、お客さまご自身の判断にてお取扱いくださいますようお願い致します。本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断での複製または転送等することを禁じております。

